

附表－10

水防警報の種類、内容及び発表基準（河川・国）

種類	内 容	発 令 基 準
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの。	雨量・水位・流量その他の河川状況により、必要と認められるとき。 水防団待機水位（指定水位）に達し、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を通知するもの。	水位・流量その他の河川状況により、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以上に上昇するおそれがあるときで、氾濫注意水位（警戒水位）に達すると予想される時刻の1時間前。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に復したとき。 氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
状況	水位の上昇・下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他の河川状況により、特に警戒を必要とする事項を通知するもの。	適宜河川の状況を通知する必要があるとき。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

附表－10の1

水防警報の種類、内容及び発表基準（河川・県）

水防警報河川における水防警報の発表基準は、水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えるおそれのあるときとし、その段階は、次の表のとおり準備、出動、状況、解除の4段階とする。
その他の河川については、県の水防計画に準じて、水防管理者において、あらかじめ計画を定め自主的に行うものとする。

種類	内 容	発 令 基 準
準備	第1段階 水防資器材の整備点検、水門等の開閉準備、水防団幹部の出動等を通知するもの。	雨量、水位、その他の河川状況により、必要と認められるとき。 または、水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
出動	第2段階 水防団員の出動を通知するもの。	氾濫注意水位に達し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。
状況	第3段階 出動が長時間にわたるとき、または気象条件、水防活動の変化等が生じたとき、その状況を通知するもの。	出動後の状況に変化を認めたとき。
解除	第4段階 水防活動の終了を通知するもの。	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。 または、準備体制に入った後、出動体制に入らないまま水位が水防団待機水位を下回り、その後水位が上昇するおそれがないとき。

なお、これらの指令は、予想される事態の規模が小さく全面出動を必要としないと認められるときは、準備指令までとし、出動指令を発しないことがある。

また、地震による堤防の漏水、沈下等または津波、高潮による災害が起こるおそれがあるときは、上記に準じて水防警報を発表する。

附表－10の2

下新川海岸における水防警報の種類及び発表基準：黒部市生地以東

下新川海岸における水防警報発表基準（基準観測所：田中波浪観測所）				
種類	発 令 基 準	具 体 的 な 発 令 基 準		内 容
		うねりの場合	風波の場合	
待機・準備	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。	田中観測所において有義波高3.0m以上（最大波でも越波が発生しない波高）が観測された場合で、うねりと判定され、気象・海象情報等を勘案し今後更に波高が高くなると予想され、発表が必要と判断されるとき。	田中観測所において有義波高3.0m以上（最大波でも越波が発生しない波高）が観測された場合において、風波と判定され、更に田中観測所の6時間平均風速が14m/s以上の場合、気象・海象情報等を勘案し今後更に波高が高くなると予想され、発表が必要と判断されるとき。	波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるもの。
出動	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波が起こるおそれがあるとき。	酒田観測所と田中観測所の暫定予測式により田中観測所において有義波高が4.5mを超えると予測され、気象・海象情報等から今後更に波高が高くなると予想され、CCTV情報等を勘案して発表が必要と判断されるとき。 なお、田中観測所において有義波高が4.5mを超えると、越波が発生し、更に波高が増大すると浸水被害等が発生すると考えられる。	田中観測所において強風が継続しており、気象・海象情報等から今後更に波高が高くなり、有義波高が4.5mを超えるおそれが予想され、CCTV情報等を勘案して発表が必要と判断されるとき。	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 <活動内容> ・海岸巡視 ・避難誘導 ・土のう積み ・排水ポンプ作業等
距離確保準備	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波の発生が迫ってきたとき。	酒田観測所と田中観測所の暫定予測式で有義波高が4.5mを超えると予測される1時間前、または田中観測所の有義波高が4.0mを超え、気象・海象情報等から今後更に波高が高くなると予想され、CCTV情報等を勘案して発表が必要と判断されるとき。	田中観測所の有義波高が4.0mを超え、気象・海象情報等から今後更に波高が高くなると予測され、CCTV情報を勘案して発表が必要と判断されるとき。	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。
距離確保	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波発生が確認あるいは判断されるとき。	田中観測所において有義波高が4.5mを超えたとき、または、気象情報、CCTV情報等により、越波もしくはその流水等で水防活動を実施するうえで危険な範囲が生じると判断されるとき。 なお、田中観測所において有義波高が4.5mを超えると、越波が発生し、更に波高が増大すると浸水被害等が発生すると考えられる。		激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全を十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの。
距離確保解除	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波の発生あるいはおそれがなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。	田中観測所において有義波高が4.5mを下回り、気象情報、CCTV情報等を勘案して水防活動を実施するうえで、激しい越波による危険が解消したと判断されるとき。		激しい越波のおそれがなくなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示するもの。
解除	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波の発生あるいはおそれがなくなり、災害に対する水防活動が必要とする状況が解消したと認められるとき。	田中観測所において有義波高が4.0mを下回り、気象情報、CCTV情報等を勘案し、波高の低下傾向が続くと判断され、更に水防活動が必要とする状況が解消したと認められるとき。		激しい越波の発生及びおそれがなくなったとともに、更に水防活動が必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

下新川海岸における水防警報の種類及び発表基準：黒部市生地以西

下新川海岸における水防警報発表基準（基準観測所：石田波浪観測所）			
種類	発令基準	具体的な発令基準	内 容
待機・準備	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。	石田観測所において10分間平均風速が24m/s以上（風向W～NW）が観測されたとき、または、石田観測所において有義波高が2.5mを超え、気象・海象情報等を勘案し今後更に波高が高くなると予想され、発表が必要と判断される時。	波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるもの。
出動	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波が起こるおそれがあるとき。	石田観測所において1時間平均風速が24m/s以上（風向W～NW）が観測され、気象・海象情報等から今後更に波高が高くなると予想され、CCTV情報等を勘案して発表が必要と判断される時。 なお、石田観測所において有義波高が4.0mを超えると、越波が発生し、更に波高が増大すると浸水被害等が発生すると考えられる。	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 <活動内容> ・海岸巡視 ・避難誘導 ・土のう積み ・排水ポンプ作業等
距離確保準備	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波の発生が迫ってきたとき。	石田観測所において時間平均風速24m/s以上（風向W～NW）が2時間継続した場合、または、石田観測所において有義波高が3.0mを超えた場合、気象・海象情報等から今後更に波高が高くなると予想され、CCTV情報を勘案して発表が必要と判断される時。	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。
距離確保	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波発生が確認あるいは判断される時。	石田観測所において有義波高が4.0mを超えたとき、または、気象情報、CCTV情報等により、越波もしくはその流水等で水防活動を実施するうえで危険な範囲が生じると判断される時。 なお、石田観測所において有義波高が4.0mを超えると、越波が発生し、更に波高が増大すると浸水被害等が発生すると考えられる。	激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全を十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの。
距離確保解除	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波の発生あるいはおそれなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。	石田観測所において有義波高が4.0mを下回り、気象情報、CCTV情報等を勘案して水防活動を実施するうえで、激しい越波による危険が解消したと判断される時。	激しい越波のおそれなくなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示するもの。
解除	気象・波浪状況・CCTV情報等により越波の発生あるいはおそれなくなり、災害に対する水防活動が必要とする状況が解消したと認められるとき。	石田観測所において有義波高が3.0mを下回り、気象情報、CCTV情報等を勘案し、波高の低下傾向が続くと判断され、更に水防活動が必要とする状況が解消したと認められる時。	激しい越波の発生及びおそれなくなったとともに、更に水防活動が必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

附表－10の3

津波に関する水防警報（河川・国）【暫定版】

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波または高潮によって災害が発生するおそれがあるときに、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても、水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

2 種類及び発表基準

富山県知事は、国土交通大臣が指定した河川について水防警報の通知を受けたときは、関係水防管理者その他水防に関係する機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりとする。ただし、次の①～③のように「活動可能時間」が取れる場合にのみ発表とする。以下、海岸・国、県の場合でも同様とする。

- ① 日本近海における地震発生で、震源域の情報から「津波到達時間」が推定でき、十分でなくとも「活動可能時間」が取れる場合
- ② 日本近海における地震発生により、津波到来が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合
- ③ チリ津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」が十分に確保できる場合

種類	内 容	発 令 基 準
待機	水防団員の安全を確保したうえで、待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防活動が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※津波に関する水防警報にかかる国土交通大臣指定河川は、附表－9の1の項のとおり。

国土交通省管理区間における津波に関する水防警報の発報担当者等は、附表－11の1の項のとおり。

※津波に関する水防警報については、既存の水防警報伝達経路にて伝達する。

附表－10の4

津波に関する水防警報（海岸・国）【暫定版】

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波または高潮によって災害が発生するおそれがあるときに、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても、水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

2 種類及び発表基準

富山県知事は、国土交通大臣が指定した海岸について水防警報の通知を受けたときは、関係水防管理者その他水防に関係する機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりとする。ただし、次の①～③のように「活動可能時間」が取れる場合にのみ発表とする。以下、海岸・国、県の場合でも同様とする。

- ① 日本近海における地震発生で、震源域の情報から「津波到達時間」が推定でき、十分でなくとも「活動可能時間」が取れる場合
- ② 日本近海における地震発生により、津波到来が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合
- ③ チリ津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」が十分に確保できる場合

種類	内 容	発 令 基 準
待機	水防団員の安全を確保したうえで、待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防活動が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする状況が解消したと認めるとき。

※津波に関する水防警報にかかる国土交通大臣指定海岸は、附表－９の３の項のとおり。

国土交通省管理区間における津波に関する水防警報の発報担当者等は、附表－11の１の項のとおり。

※津波に関する水防警報については、既存の水防警報伝達経路にて伝達する。

附表－10の５

津波に関する水防警報（県）【暫定版】

１ 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波または高潮によって災害が発生するおそれがあるときに、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても、水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

２ 種類及び発表基準

富山県知事は、指定した海岸について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係する機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりとする。ただし、次の①～③のように「活動可能時間」が取れる場合にのみ発表とする。以下、海岸・国、県の場合でも同様とする。

- ① 日本近海における地震発生で、震源域の情報から「津波到達時間」が推定でき、十分でなくとも「活動可能時間」が取れる場合
- ② 日本近海における地震発生により、津波到来が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合
- ③ チリ津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」が十分に確保できる場合

種類	内 容	発 令 基 準
待機	水防団員の安全を確保したうえで、待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防活動が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする状況が解消したと認めるとき。

※富山県知事指定の水防警報河川については、既に津波時の対応が記載されていることから、今回暫定の基準は定めない。ただし、巨大な津波の遡上等により身の危険が予想されるときは、水防団員の安全を最優先とし、上記基準に準ずる措置をとること。

※津波に関する水防警報にかかる富山県知事指定河川・海岸は、附表－９の２及び４の項のとおり。

富山県管理区間における津波に関する水防警報の発報担当者等は、附表－11の２の項のとおり。